

広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十九号

#### 広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の一部を改正する条例

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第一条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「ビジター船舶」とは、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十条第二項に規定する不定期航路事業(海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第一条第三項に規定する外航不定期航路事業を除く。)に供する船舶又は広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成十年広島県条例第一号)第二条第一号に規定するプレジャーボート(以下「プレジャーボート」という。)をいう。</p> <p>(使用料又は利用料金の納付) 第五条 (略) 一―三 (略) 四 港湾施設の目的外使用(次号に規定するものを除く。) 別表第四に規定する金額の使用料 五 港湾施設の目的外使用であつて、プレジャーボートの係留を目的とするもの 別表第五に規定する金額の使用料</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>1―8 (略) 9 平成二十三年五月一日から令和四年三月三十一日までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船舶料及び使用料の金額は、別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「ビジター船舶」とは、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十条第二項に規定する不定期航路事業(海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第一条第三項に規定する外航不定期航路事業を除く。)に供する船舶又は広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成十年広島県条例第一号)第二条第一号に規定するプレジャーボートをいう。</p> <p>(使用料又は利用料金の納付) 第五条 (略) 一―三 (略) 四 港湾施設の目的外使用 別表第四に規定する金額の使用料</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>1―8 (略) 9 平成二十三年五月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船舶料及び使用料の金額は、別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。</p>

10) 第五条第一項第五号の規定にかかわらず、別表第五の使用料は、令和五年三月三十一日までの間は、これを徴収しないものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第五条関係）

広島県港湾施設使用料（プレジャーボートの係留のための目的外使用による場合）

区 分		単 位	金 額
国際拠点港湾及び重要港湾	地方港湾	一隻船舶の長さ一メートルにつき 一月当たり	三二〇円
			三〇〇円

備考

- 一 船舶の長さとは、次のイからハまでに掲げる長さの合計をいう。
  - イ 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
  - ロ プレジャーボートの係留の用に供する棧橋及び渡橋の長さ
  - ハ プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ
- 二 前号の船舶の長さにメートルに満たない端数があるときは、当該端数をメートルとみなして使用料を計算する。
- 三 使用期間が一月に満たないとき又は使用期間に一月に満たない端数があるときは、当該一月に満たない使用期間又は当該一月に満たない端数の期間を一月とみなして使用料を計算する。

（広島県漁港管理条例の一部改正）

第二条 広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（利用の届出）</p> <p>第十条 管理漁港施設（次条第一項及び第二項又は第十一条の二第一項及び第二項の規定により許可を受けた施設及び豊島漁港休憩所を除く。）を利用しようとする者は、知事に届け出なければならない。ただし、道路若しくは橋りようを通行し、又は水域施設をその目的に従つて使用する場合は、この限りでない。</p> <p>（占用の許可等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により管理漁港施設を使用しようとする者（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する</p>	<p>（利用の届出）</p> <p>第十条 管理漁港施設（次条第一項又は第十一条の二第一項及び第二項の規定により許可を受けた施設及び豊島漁港休憩所を除く。）を利用しようとする者は、知事に届け出なければならない。ただし、道路若しくは橋りようを通行し、又は水域施設をその目的に従つて使用する場合は、この限りでない。</p> <p>（占用の許可等）</p> <p>第十一条（略）</p>

条例（平成十年広島県条例第一号）第二条第一号に規定する「レジャーボート」（以下「レジャーボート」という。）の係留を目的として使用しようとする者に限る。）は、知事の許可を受けなければならない。

3| 知事は、前二項の許可に漁港管理上必要な条件を付することができる。

4| 第一項の許可の有効期間は一月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、三年）を、第二項の許可の有効期間は五年を超えることができない。ただし、知事が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

（使用料の納付）

第十二条 別表第一、別表第二及び別表第四に掲げる管理漁港施設を使用する者は、これらの表に定める区分に従い、知事に対して、それぞれ使用料を納付しなければならない。

2|4 (略)

（許可の取消し等）

第十三条 (略)

一 第十一条第一項若しくは第二項、第十一条の二第一項又は第十一条の三の規定に違反した者

二 第十一条第一項若しくは第二項又は第十一条の二第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 詐偽その他不正の行為により第十一条第一項若しくは第二項又は第十一条の二第一項の規定による許可を受けた者

2 前項の規定は、指定管理者が行う許可の取消し等について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「第十一条第一項若しくは第二項、第十一条の二第一項又は第二項」とあるのは「第十二項又は第二項」と読み替えるものとする。

（公益上の必要な措置）

第十四条 知事は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第十一条第一項若しくは第二項又は第十一条の二第一項の規定による許可を受けた者に対し、前条第一項に規定する処分をし、又は同条第一項に規定する必要な措置を命じることができる。

2 前項の規定は、指定管理者が行う公益上の必要な措置について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「第十一条第一項若しくは第二項又は第二項」とあるのは「第十一項又は第二項」と読み替えるものとする。

2| 知事は、前項の許可に漁港管理上必要な条件を附することができる。

3| 第一項の許可の有効期間は、一月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、三年）をこえることができない。ただし、知事が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

（使用料の納付）

第十二条 別表第一及び別表第二に掲げる管理漁港施設を使用する者は、これらの表に定める区分に従い、知事に対して、それぞれ使用料を納付しなければならない。

2|4 (略)

（許可の取消し等）

第十三条 (略)

一 第十一条第一項、第十一条の二第一項又は第十一条の三の規定に違反した者

二 第十一条第一項又は第二項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 詐偽その他不正の行為により第十一条第一項又は第二項の規定による許可を受けた者

2 前項の規定は、指定管理者が行う許可の取消し等について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「第十一条第一項、第二項又は第二項」とあるのは「第十二項又は第二項」と読み替えるものとする。

（公益上の必要な措置）

第十四条 知事は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第十一条第一項又は第二項の規定による許可を受けた者に対し、前条第一項に規定する処分をし、又は同条第一項に規定する必要な措置を命じることができる。

2 前項の規定は、指定管理者が行う公益上の必要な措置について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「第十一条第一項又は第二項」とあるのは「第十一項又は第二項」と読み替えるものとする。

<p>3  1・2 (略) 第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第四の使用料は、令和五年三月三十一日まで の間は、これを徴収しないものとする。</p>	<p>と、「前条第一項」とあるのは「前条第二項 において準用する同条第一項」と、「同条第 一項」とあるのは「同条第二項において準用 する同条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第十二条関係）

区 分	単 位	金 額
地方自治法第二百三十八条の四 第七項の規定により使用する管 理漁港施設	一隻船舶の長さ一メートルにつき 一月当たり	三〇〇円

備考

- 一 船舶の長さとは、次のイからハまでに掲げる長さの合計をいう。
  - イ 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
  - ロ プレジャーボートの係留の用に供する栈橋及び渡橋の長さ
  - ハ プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ
- 二 前号の船舶の長さに一メートルに満たない端数があるときは、当該端数を一メートルとみなして使用料を計算する。
- 三 使用期間が一月に満たないとき又は使用期間に一月に満たない端数があるときは、当該一月に満たない使用期間又は当該一月に満たない端数の期間を一月とみなして使用料を計算する。

附 則

この条例は、令和元年九月一日から施行する。